

議案第 7 6 号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に
関する条例を別紙のように制定する。

令和元年 11 月 29 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 29 号)の施行に伴い、会計年度任用職員制度が創設されることから、所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴
う関係条例の整備に関する条例

令和 年 月 日
羽曳野市条例第 号

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第1条 職員の退職手当に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条の2本文中「者」の次に「(同条例第5条第9項に規定する再任用職員を除く。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項第2号に掲げる者」を加え、同項ただし書及び各号を削る。

第4条第1項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 職員の分限に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第2項中「あつても」を「あつても」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の1項を加える。

4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは「法第22条の2第1項及び第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。

第5条第2項中「一般職の職員の給与に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第445号)」を「条例」に改める。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「合計額」の次に「(地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第 号)第8条に規定する報酬の額)」を加える。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年羽曳野市条例第188号)の一部を次のように改正する。

別表中固定資産評価補助員の項、羽曳野市審理員の項、幼稚園長の項、認定こども園長の項、羽曳野市青少年指導員の項、羽曳野市交通事故相談員の項及び非常勤の嘱託員の項を削る。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年羽曳野市条例第382号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

企業職員で一般職に属する地方公務員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

第8条第2項中「(昭和25年法律第261号)」を削る。

第17条を次のように改める。

(会計年度任用企業職員の給与)

第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員(以下「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用された会計年度任用企業職員 報酬(特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬を含む。)及び期末手当

(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用企業職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第 号)の規定を準用する。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第6条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和43年羽曳野市条例第430号)の一部を次のように改正する。

第4条の2に次の1号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 7 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

(会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与等)

第 26 条 法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

2 法第 22 条の 3 に規定する臨時的任用職員の給与等は、この条例の適用を受ける職員との権衡等を考慮して支給する。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 8 条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 446 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」を「並びに」に改め、「第 12 条」の次に「及び羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第 号)第 5 条」を加える。

(職員の旅費に関する条例の一部改正)

第 9 条 職員の旅費に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 448 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「職員(」の次に「地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員及び」を加える。

(羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第 10 条 羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年羽曳野市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条を次のように改める。

(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等)

第 18 条 地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 11 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14 年羽曳野市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 3 号中「第 22 条第 1 項」を「第 22 条」に改める。

(羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 12 条 羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「占める職員」の次に「及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 6 条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 4 条の 2 の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

新旧対照表

新	旧
第 1 条関係 職員の退職手当に関する条例 (退職手当の支給対象となる職員) 第 1 条の 2 この条例において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)別表第 1 の給料表の適用を受ける者(同条例第 5 条第 9 項に規定する再任用職員を除く。)及び地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者をいう。 第 2 条～第 3 条 省略 (11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第 4 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者(同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、1 年につき当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(3) 省略 2 省略 以下省略 第 2 条関係 職員の分限に関する条例 (休職の効果) 第 4 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を<u>超えない</u>	第 1 条関係 職員の退職手当に関する条例 (退職手当の支給対象となる職員) 第 1 条の 2 この条例において「職員」とは、一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)別表第 1 の給料表の適用を受ける者をいう。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</u> (1) 一般職の職員の給与に関する条例第 5 条第 9 項に規定する再任用職員 (2) 一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号)第 2 条第 1 項に規定する非常勤職員 第 2 条～第 3 条 省略 (11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第 4 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続して退職した者(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者(同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて任命権者が市長の承認を得たものに限る。)に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、1 年につき当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(3) 省略 2 省略 以下省略 第 2 条関係 職員の分限に関する条例 (休職の効果) 第 4 条 法第 28 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合における休職の期間は、3 年を<u>こえない</u>

範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。 2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、<u>速やかに復職を命じなければならない</u>。 3 省略 4 <u>法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員に対する第 1 項の規定の適用については、同項中「3 年を超えない範囲内」とあるのは「法第 22 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u> 第 5 条 1 省略 2 休職者は、休職の期間中、<u>条例</u>に別段の定をしないかぎりいかなる給与も支給されない。 以下省略 第 3 条関係 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (減給の効果) 第 3 条 減給は、1 日以上 3 月以下給料及びこれに対する地域手当の合計額(<u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員にあつては、羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第 号)第 8 条に規定する報酬の額</u>)の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。 2 省略 以下省略 第 4 条関係 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 別表 <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th><th>費用弁償の額</th></tr> <tr> <td colspan="3">省略</td></tr> </table>			区分	報酬の額	費用弁償の額	省略		
区分	報酬の額	費用弁償の額						
省略								

範囲内において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。 2 任命権者は、前項の規定による休職の期間中であつても、その事故が消滅したと認められるときは、<u>すみやかに復職を命じなければならない</u>。 3 省略 第 5 条 1 省略 2 休職者は、休職の期間中、<u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)</u>に別段の定をしないかぎりいかなる給与も支給されない。 以下省略 第 3 条関係 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 (減給の効果) 第 3 条 減給は、1 日以上 3 月以下給料及びこれに対する地域手当の合計額の 10 分の 1 以下を減ずるものとする。 2 省略 以下省略 第 4 条関係 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 別表 <table> <tr> <th>区分</th><th>報酬の額</th><th>費用弁償の額</th></tr> <tr> <td colspan="3">省略</td></tr> </table>			区分	報酬の額	費用弁償の額	省略		
区分	報酬の額	費用弁償の額						
省略								

固定資産評価員	月額 30,000 円	上記に 同じ
農業委員	会長 月額 30,000 円	上記に 同じ
	委員 月額 25,000 円	
省略		
羽曳野市子ども 読書活動推進委 員会委員	日額 7,000 円	上記に 同じ
羽曳野市社会福 祉法人等指導監 査員	日額 20,000 円	上記に 同じ
羽曳野市社会教 育委員	日額 10,000 円	上記に 同じ
羽曳野市スポー ツ推進委員	年額 60,000 円	上記に 同じ

第 5 条関係

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(給与の種類)

第 2 条 企業職員で一般職に属する地方公務員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。

固定資産評価員	月額 30,000 円	上記に 同じ
固定資産評価補 助員	日額 7,000 円	上記に 同じ
農業委員	会長 月額 30,000 円	上記に 同じ
	委員 月額 25,000 円	
省略		
羽曳野市子ども 読書活動推進委 員会委員	日額 7,000 円	上記に 同じ
羽曳野市審理員	月額 100,000 円	上記に 同じ
羽曳野市社会福 祉法人等指導監 査員	日額 20,000 円	上記に 同じ
幼稚園長	月額 20,000 円	上記に 同じ
認定こども園長	月額 20,000 円	上記に 同じ
羽曳野市社会教 育委員	日額 10,000 円	上記に 同じ
羽曳野市青少年 指導員	年額 60,000 円	上記に 同じ
羽曳野市スポー ツ推進委員	年額 60,000 円	上記に 同じ
羽曳野市交通事 故相談員	月額 10,000 円	上記に 同じ
非常勤の嘱託員	別に市長が定める 額	上記に 同じ

第 5 条関係

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

(給与の種類)

第 2 条 企業職員で一般職に属する地方公務員(一般職の職員で非常勤のもの(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号。以下「非常勤職員等条例」という。)第 2

2・3 省略 第3条～第7条 省略 (超過勤務手当) 第8条 1 省略 2 前項の規定にかかわらず、1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務を割り振られて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の当該 1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して時間外勤務手当を支給する。ただし、地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員が、割振り変更前の当該 1 週間の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の当該 1 週間の正規の勤務時間との合計が管理者が定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。 第9条～第16条 省略 (会計年度任用企業職員の給与) 第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員として任用される職員(以下「会計年度任用企業職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 (1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号により採用された会計年度任用企業職員 報酬(特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬を含む。)及び期末手当 (2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号により採用された会計年度任用企業職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当 2 会計年度任用企業職員の給与の基準については、羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第 5 号)の規定を準用する。	<u>条第 1 項に規定する非常勤職員をいう。以下「非常勤職員」という。)及び臨時的任用職員(同条第 2 項に規定する臨時職員をいう。以下「臨時職員」という。)を除く。以下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</u> 2・3 省略 第3条～第7条 省略 (超過勤務手当) 第8条 1 省略 2 前項の規定にかかわらず、1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務を割り振られて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の当該 1 週間の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(管理者が定める時間を除く。)に対して時間外勤務手当を支給する。ただし、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員が、割振り変更前の当該 1 週間の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の当該 1 週間の正規の勤務時間との合計が管理者が定める時間に達するまでの間の勤務については、この限りでない。 第9条～第16条 省略 (非常勤職員等の賃金等) 第17条 企業職員で非常勤職員及び臨時職員(以下「非常勤職員等」という。)の賃金等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、非常勤職員等条例に規定する非常勤職員等の賃金等を基準とし、企業の特異性及び実態を考慮して管理者が定めるものとする。
--	---

以下省略 第 6 条関係 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (補償基礎額) 第 4 条の 2 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) 省略 (5) <u>給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u> 以下省略 第 7 条関係 一般職の職員の給与に関する条例 (<u>会計年度任用職員及び臨時的任用職員の給与等</u>) 第 26 条 <u>法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の給与等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。</u> 2 <u>法第 22 条の 3 に規定する臨時的任用職員の給与等は、この条例の適用を受ける職員との権衡等を考慮して支給する。</u> 以下省略 第 8 条関係 職員の特殊勤務手当に関する条例 (目的) 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項<u>並びに</u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号。以下「給与条例」という。)第 12 条<u>及び</u>羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第 1 号)第 5 条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に	以下省略 第 6 条関係 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (補償基礎額) 第 4 条の 2 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。 (1)～(4) 省略 以下省略 第 7 条関係 一般職の職員の給与に関する条例 (<u>非常勤職員等の賃金等</u>) 第 26 条 <u>一般職の職員で非常勤のもの(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例第 2 条第 1 項に規定する非常勤職員をいう。)及び臨時的任用職員(同条第 2 項に規定する臨時職員をいう。)の賃金等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。</u> 以下省略 第 8 条関係 職員の特殊勤務手当に関する条例 (目的) 第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項<u>及び</u>一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号。以下「給与条例」という。)第 12 条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。
---	--

関する事項を定めることを目的とする。 以下省略 第 9 条関係 職員の旅費に関する条例 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長並びに市の一般職に属する職員(<u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号の職員を除く。</u>)をいう。 (2)～(4) 省略 以下省略	以下省略 第 9 条関係 職員の旅費に関する条例 (定義) 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 職員 市長、副市長及び羽曳野市教育委員会の教育長並びに市の一般職に属する職員(<u>地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和 27 年法律第 289 号)第 3 条第 4 号の職員を除く。</u>)をいう。 (2)～(4) 省略 以下省略
第 10 条関係 羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (<u>会計年度任用職員の勤務時間、休暇等</u>) 第 18 条 <u>地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。</u> 以下省略	第 10 条関係 羽曳野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (<u>非常勤職員等の勤務時間、休暇等</u>) 第 18 条 <u>一般職の職員で非常勤のもの(一般職の職員で非常勤のもの及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例(平成 24 年羽曳野市条例第 16 号)第 2 条第 1 項に規定する非常勤職員をいう。)</u>及び<u>臨時的任用職員(同条第 2 項に規定する臨時職員をいう。)</u>の勤務時間、休暇等については、<u>第 2 条から前条までの規定にかかわらず、別に定める。</u> 以下省略
第 11 条関係 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (職員の派遣) 第 2 条 1 省略 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>地方公務員法第 22 条に規定する条件付採</u>	第 11 条関係 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 (職員の派遣) 第 2 条 1 省略 2 法第 2 条第 1 項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) 省略 (3) <u>地方公務員法第 22 条第 1 項に規定する条</u>

用になっている職員 (4)・(5) 省略 3 省略 以下省略 第 12 条関係 羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例 (報告事項) 第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況 に関し、任命権者が報告しなければならない事 項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常 勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定 する短時間勤務の職を占める職員<u>及び同法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員</u>を除く。) を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項と する。 (1)～(11) 省略 以下省略	件付採用になっている職員 (4)・(5) 省略 3 省略 以下省略 第 12 条関係 羽曳野市人事行政の運営等の状況の公表に関する 条例 (報告事項) 第 3 条 前条の規定により人事行政の運営の状況 に関し、任命権者が報告しなければならない事 項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常 勤職員(地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定 する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を 除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とす る。 (1)～(11) 省略 以下省略
---	---